

振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等について

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する市長が定める区域及び同表備考2に規定する市長が定める時間は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

平成24年3月30日（西東京市告示第73号）

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域		
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	昼間	午前8時から午後7時まで
		夜間	午後7時から翌日午前8時まで
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	昼間	午前8時から午後8時まで
		夜間	午後8時から翌日午前8時まで